

東かがわ市規則第14号

東かがわ市保健福祉事務所長事務委任規則及び東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市保健福祉事務所長事務委任規則及び東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(東かがわ市保健福祉事務所長事務委任規則の一部改正)

第1条 東かがわ市保健福祉事務所長事務委任規則(平成15年東かがわ市規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(児童福祉法関係委回事務) 第4条 略  (1)～(10) 略 (11) 法第56条第2項の規定による費用の負担額の決定に関する <u>こと</u> 。	(児童福祉法関係委回事務) 第4条 児童福祉法(以下本条において「法」という。)による事務のうち、保健福祉事務所長に委任する事務は、次に掲げるものとする。 (1)～(10) 略 (11) 法第56条第2項及び第3項の規定による費用の負担額の決定に関する <u>こと</u> 。

(東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年東かがわ市規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例別表第2の規則で定める事務及び情報) 第20条 略  (1) 略 (2) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 前号に掲げる情報	(条例別表第2の規則で定める事務及び情報) 第20条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 略 (2) 児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務 前号に掲げる情報

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。